

【参考】令和4年度包括外部監査（債権管理に関する事務の執行について）

指摘・意見事項に対する措置について検討中のもの

報告書 ページ	所属名称	No	区分	名称等	指摘 事項等	指摘・意見事項	対応状況
53	総務課	5	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	特別定額給付金遡及 取消しによる過払分	指摘	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
55	人事課	8	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	安浦土地開発公社に係る損害賠償金	意見	再度、費用対効果を考慮した可能な財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。その状況から月額1万円の分割弁済の妥当性を検討し、必要に応じて履行延期の特約等の措置をとるべきである。	検討中
57	人事課	6	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	職員手当過年度戻入	指摘	財産調査を実施の上、債務者の収入・資産等の資料を取得すべきである。 真に資力がなければ履行延期の特約または処分をするべきである。資力のある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとるべきである。	検討中

【参考】 令和４年度包括外部監査（債権管理に関する事務の執行について）

指摘・意見事項に対する措置について検討中のもの

報告書 ページ	所属名称	No	区分	名称等	指摘 事項等	指摘・意見事項	対応状況
67	管財課	14	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	貸地料	意見	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得すべきである。資力がなければ履行延期の特約（自治令１７１条の６）をし、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。 費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
169	福祉保健課	13	遅延損害金等の 徴収	災害援護資金償還金	指摘	原則として滞納者から違約金を徴収すべきであり、例外として徴収しないのであれば、「災害その他やむを得ない理由」の要件を厳格に調査・判断すべきである。	検討中
201	保険年金課	18	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	返納金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中

【参考】 令和４年度包括外部監査（債権管理に関する事務の執行について）

指摘・意見事項に対する措置について検討中のもの

報告書 ページ	所属名称	No	区分	名称等	指摘 事項等	指摘・意見事項	対応状況
219	病院事業課	21	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	診療等未収金	指摘	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
223	生活支援課	29	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	現年度戻入金	意見	支払困難な滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中
235	こども支援 課	25	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	放課後児童会保護者 分担金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の処分（自治令１７１条の６）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。	検討中

【参考】令和4年度包括外部監査（債権管理に関する事務の執行について）

指摘・意見事項に対する措置について検討中のもの

報告書 ページ	所属名称	No	区分	名称等	指摘 事項等	指摘・意見事項	対応状況
243	こども施設 課	29	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	副食費	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。私債権として扱う場合において、費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応するときには、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中
357	上下水道局 営業課	38	遅延損害金等の 徴収	水道料金	指摘	滞納者に対しては、遅延損害金について請求すべきである。	検討中
357	上下水道局 営業課	39	財産調査・履行 延期の特約等の 措置	水道料金	指摘	滞納者に対しては、財産調査を実施の上、滞納者の収入・資産等の資料を取得するよう努力すべきである。資力がない場合には履行延期の特約（自治令171条の6）等の措置をとり、資力がある場合または財産調査に非協力的な場合には、法的手続・民事執行の手続をとることを検討すべきである。費用対効果を考慮して法的手続によらず、分割納付誓約書の提出によって対応する場合には、遅延損害金の徴収が必要となる。	検討中